

諮問庁：原子力規制委員会委員長

諮問日：平成28年1月4日（平成28年（行情）諮問第1号）

答申日：平成28年12月20日（平成28年度（行情）答申第609号）

事件名：東京電力が福島第一原発の耐震バックチェックに関して決めた方針について原子力安全・保安院に提出された資料等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成20年、東京電力株式会社（以下「東電」という。）が福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の耐震バックチェックで、地震調査研究推進本部（以下「地震本部」という。）の見解を取り入れず、土木学会の検討に委ねることを決め、その方針について原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）の了解を得たとされたが、これに関して、東電から保安院に提出された資料や開かれた会合の議事録や資料」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月5日付け原規規発第1510053号により原子力規制委員会委員長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

平成27年度東京第五検察審査会審査事件（起相）第1号の議決書に「保安院の理解を得ること等が指示され、平成20年10月には、それらの了解をおおむね得ることができた」とある。その裏付けとなる関係資料がないというのは理解しづらい。については、改めて保安院資料や当時の担当者らを調査の上、当該資料を開示する決定を求める。

また、東電が、事故前の津波対策に関して保安院にどのようなアプローチをしたのか、保安院がそれにどう対応したのかは、日本の原子力の安全確保策を明確にするにあたり欠かせない情報であり、原子力規制委員会にとっても、重要・有益な情報と認識する。については、当時の担当者らのメールを含め、再度、入念な調査を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分及びその理由

本件対象文書の開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書は取得も作成もしておらず保有していないため、平成27年10月5日付けで不開示とする原処分を行った。

## 2 異議申立人の主張についての検討

本件開示請求書及び開示請求書に添付された資料に基づき、本件対象文書は「平成20年7月から10月頃に、保安院と東電との間で福島第一原発の耐震バックチェックに係る津波評価に関し、『地震本部の見解を取り入れず、土木学会の検討に委ねること』についてやりとりした文書及びこれに係る会合の議事録や資料」であると判断した。

福島第一原発の耐震バックチェックに関する行政文書は、保安院から原子力規制委員会に移管されているため、書庫等に保管している行政文書のうち、東電から保安院に提出された耐震バックチェックに係る報告書、当該報告書に対する評価書、これらに関連する資料のほか、念のため、耐震バックチェックに関係のない行政文書で津波に関する記載のある文書等についても広く探索を行ったが、本件対象文書の存在を確認することはできなかった。

したがって、本件対象文書について、原子力規制委員会は取得も作成もしておらず、保有していないため、原処分は妥当である。

## 3 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては棄却することとしたい。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 平成28年1月4日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月22日  | 審議            |
| ④ 同年12月16日  | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、平成27年度東京第五検察審査会審査事件（起相）第1号議決書の「平成20年7月31日には、土木調査グループに対し、これまでの方針を変更し、耐震バックチェックにおいては地震本部の長期評価は取り入れず、津波評価技術に基づいて実施するよう指示した。そして、地震本部の長期評価については土木学会の検討に委ねることとし、その方針について津波評価部会の委員や保安院の理解を得ること等が指示され、平成20年10月には、それらの了解をおおむね得ることができた。」との記載に基づきなされたものである。

異議申立人は、上記の方針について、「耐震バックチェックで、地震本部の見解を取り入れず、土木学会の検討に委ねること」と理解したようであるが、上記議決書には、東電が①耐震バックチェックに地震本部の長期評価は取り入れず、津波評価技術に基づいて実施すること及び②地震本部の長期評価については土木学会の検討に委ねることの2点の方針（以下「方針」という。）が記載されていると解される。

したがって、本件対象文書は、平成20年7月から同年10月までの間に、方針について、東電から保安院に提出された資料や開かれた会合の議事録や資料である。

諮問庁は、本件対象文書を取得も作成もしておらず、保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 平成24年9月19日、原子力規制委員会が発足し、保安院等の事務は原子力規制委員会に移管され、これに伴い、保安院が保有していた行政文書についても、原子力規制委員会に移管された。

イ 耐震バックチェックとは、耐震安全性評価のことであり、平成18年9月、原子力安全委員会において決定された耐震設計審査指針（以下「新指針」という。）の改定を受けて、同月に保安院が原子力事業者等に、新指針に照らして再評価を行うよう要請した。

ウ 東電は、平成20年3月、保安院に福島第一原発の耐震バックチェックの中間報告を提出し、その内容の妥当性については、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の構造ワーキンググループ及び地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループにおいて、検討が行われることとされた。

エ 方針は、東電が耐震バックチェックの最終報告を作成する際の指針と解されるが、東電は、福島第一原発の耐震バックチェックの最終報告を保安院に提出しておらず、保安院は同報告に関する文書を取得も作成もしていない。

なお、各原子力事業者の耐震バックチェックの妥当性については、報告書の提出後に上記ウの各ワーキンググループにおいて検討されるものであり、事前に、保安院が、各原子力事業者から資料の提出を受け、協議するための会合を行った事実はない。

オ 念のため、平成20年7月から同年10月までの間に、保安院が作成又は東電から取得した文書について、保安院から移管された行政文書ファイルの管理簿を確認したところ、行政文書ファイル「平成20

年度耐震バックチェック関係文書」が平成20年9月3日に作成されていたため、同ファイルの内容を確認したが、本件対象文書に該当する文書はつづられていなかった。

さらに、平成20年度及び21年度に作成された福島第一原発の耐震バックチェックに関する文書がつづられている行政文書ファイルも確認したが、本件対象文書に該当する文書は、つづられていなかった。

(2) 諮問庁から、保安院から移管された行政文書ファイルの管理簿の提示を受けて確認したところ、東電から福島第一原発に係る耐震バックチェックの最終報告がされておらず、方針についての資料の提出及び協議を行った会合の開催がなかった旨の諮問庁の上記(1)エの説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、原子力規制委員会において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、原子力規制委員会において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久